

石川県感染症発生動向調査事業実施要綱

第1 目 的

感染症の患者発生状況及び病原体検索結果等を早期かつ的確に把握するために、医療機関の協力を得て、感染症に関する情報を収集し、速やかに地域に還元することにより、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を確立し、感染症のまん延を未然に防止するものとする。

第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

1 全数把握の対象

○一類感染症

(1) エボラ出血熱、(2) クリミア・コンゴ出血熱、(3) 痘そう、(4) 南米出血熱、(5) ペスト、(6) マールブルグ病、(7) ラッサ熱

○二類感染症

(8) 急性灰白髄炎、(9) 結核、(10) ジフテリア、(11) 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、(12) 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、(13) 鳥インフルエンザ(H5N1)、(14) 鳥インフルエンザ(H7N9)

○三類感染症

(15) コレラ、(16) 細菌性赤痢、(17) 腸管出血性大腸菌感染症、(18) 腸チフス、(19) パラチフス

○四類感染症

(20) E型肝炎、(21) ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(22) A型肝炎、(23) エキノコックス症、(24) エムポックス、(25) 黄熱、(26) オウム病、(27) オムスク出血熱、(28) 回帰熱、(29) キャサヌル森林病、(30) Q熱、(31) 狂犬病、(32) コクシジオイデス症、(33) ジカウイルス感染症、(34) 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、(35) 腎症候性出血熱、(36) 西部ウマ脳炎、(37) ダニ媒介脳炎、(38) 炭疽、(39) チクングニア熱、(40) つつが虫病、(41) デング熱、(42) 東部ウマ脳炎、(43) 鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）、(44) ニパウイルス感染症、(45) 日本紅斑熱、(46) 日本脳炎、(47) ハンタウイルス肺症候群、(48) Bウイルス病、(49) 鼻疽、(50) ブルセラ症、(51) ベネズエラウマ脳炎、(52) ヘンドラウイルス感染症、(53) 発しんチフス、(54) ボツリヌス症、(55) マラリア、(56) 野兎病、(57) ライム病、(58) リッサウイルス感染症、(59) リフトバレー熱、(60) 類鼻疽、(61) レジオネラ症、(62) レプトスピラ症、(63) ロッキー山紅斑熱

○五類感染症（全数）

(64)アメーバ赤痢、(65)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66)カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67)急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、(68)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(69)クリプトスポリジウム症、(70)クロイツフェルト・ヤコブ病、(71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72)後天性免疫不全症候群、(73)ジアルジア症、(74)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75)侵襲性髄膜炎菌感染症、(76)侵襲性肺炎球菌感染症、(77)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(78)先天性風しん症候群、(79)梅毒、(80)播種性クリプトコックス症、(81)破傷風、(82)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(83)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(84)百日咳、(85)風しん、(86)麻しん、(87)薬剤耐性アシネトバクター感染症

○新型インフルエンザ等感染症

(114)新型インフルエンザ、(115)再興型インフルエンザ、(116)新型コロナウイルス感染症、(117)再興型コロナウイルス感染症

○指定感染症

該当なし

2 定点把握の対象

○五類感染症（定点）

(88)RSウイルス感染症、(89)咽頭結膜熱、(90)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(91)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(92)感染性胃腸炎、(93)急性呼吸器感染症（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。）、(94)急性出血性結膜炎、(95)クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(96)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(97)新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、(98)水痘、(99)性器クラミジア感染症、(100)性器ヘルペスウイルス感染症、(101)尖圭コンジローマ、(102)手足口病、(103)伝染性紅斑、(104)突発性発しん、(105)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(106)ヘルパンギーナ、(107)マイコプラズマ肺炎、(108)無菌性髄膜炎、(109)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(110)薬剤耐性緑膿菌感染症、(111)流行性角結膜炎、(112)流行性耳下腺炎、

(113) 淋菌感染症

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）

第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点）

(118) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

3 法第14条第8項の規定に基づく把握の対象

(119) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、石川県知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。

第3 実施主体

実施主体は、石川県及び金沢市とする。

第4 実施体制の整備

1 石川県感染症情報センター（石川県保健環境センター内）

石川県感染症情報センターは、県内における患者情報、疑似症情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下同じ。）を収集・分析し、中央感染症情報センターから公開される全国情報と併せて県健康推進課に報告するとともに、速やかに保健所、石川県医師会、石川県教育委員会等関係機関に提供・公開する。

2 保健所

保健所は、情報の収集、感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力、情報の提供及び管理に努める。

3 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

(1) 県健康推進課は、保健所及び石川県感染症情報センターと協議して、定点把握対象の感染症について、患者及び当該感染症により死亡した者（法第14条第1項の厚生労働省令で定める五類感染症に限る。）の情報及び疑似症情報を収集するため、法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。

(2) 県健康推進課は、定点把握対象の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ

選定する。なお、法施行規則第7条の3に規定する五類感染症については、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。

4 石川県感染症発生動向調査委員会

感染症発生動向調査事業の適切な運用を図るため、石川県感染症発生動向調査委員会を置き、感染症情報の収集、分析、還元等について検討する。なお、同委員会の事務局は、石川県感染症情報センターとする。

5 検査施設

県内における本事業に係る検体等の検査については、石川県保健環境センター及び金沢市環境衛生試験所（以下、「石川県保健環境センター等」という。）において実施する。石川県保健環境センター等は、別に定める検査施設における病原体等検査の業務管理要領（以下「病原体業務管理要領」という。）に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

また、金沢市環境衛生試験所において実施できない検査については、石川県保健環境センターに検査事務を委託するものとする。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、別に定める基準に基づき直ちに管轄の保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、管轄の保健所が定める方法により行って差し支えない。その際届出の様式は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別記様式1～5（以下「様式1」という。）を用いる。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等について、様式3の検査票を添付して提供する。

ウ 保健所

① 当該届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出

が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、様式3の検査票を添付して依頼等する。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて石川県保健環境センターと協議する。

- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、様式3の検査票を添付して石川県保健環境センターへ検査を依頼する。ただし、金沢市保健所にあつては、自施設で検査を実施する場合はこの限りではない。
- ③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、郡市医師会、市町教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 石川県保健環境センター等

- ① 石川県保健環境センター等は、様式3の検査票及び検体等が送付された場合は、別に定める病原体業務管理要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、関係保健所、県健康推進課及び石川県感染症情報センター又は中央感染症情報センター等と情報共有する。
- ② 検査のうち、石川県保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下、「他の都道府県等」という。）又は国立健康危機管理研究機構に協力を依頼する。
- ③ 石川県保健環境センターは、患者が一類感染症と診断されている場合、県域を超えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立健康危機管理研究機構に送付するとともに、送付した旨を県健康推進課あるいは金沢市保健所に連絡する。

オ 石川県感染症情報センター

- ① 石川県感染症情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所等からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 石川県感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を中央感染症情報センターから公開される全国情報と併せて週報（月単位の場合は月報）等として、保健所等の関係機関に提供・公開する。

カ 県健康推進課及び金沢市保健所

県健康推進課及び金沢市保健所は、石川県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、県健康推進課及び金沢市保健所は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

キ 情報の報告等

- ① 石川県知事及び金沢市長は、その管轄する区域外に居住するものについて法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、該当届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事、保健所を設置する市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という）に通報する。
- ② 金沢市長は、厚生労働大臣に対して、
 - ・法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合
 - ・法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合は、併せて石川県知事に報告する。
- ③ 石川県知事及び金沢市長は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。
- ④ ①～③の報告等について、感染症サーベイランスシステムにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告をしたものとみなす。

2 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)を除く。）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断又は検案した医師

全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(89)及び(86)を除く。）の患者を届出基準等通知に基づき診断した又は当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に管轄の保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、管轄の保健所が定める方法により行って差し支えない。その際届出の様式は、様式1を用いる。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、様式3の検査票を添付して提供する。

ウ 保健所

- ① 当該届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、当該届出が感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出である場合には、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、様式3の検査票を添付して依頼する。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて石川県保健環境センターと協議する。
- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、様式3の検査票を添付して石川県

保健環境センターへ検査を依頼する。ただし、金沢市保健所にあつては、自施設で検査を実施する場合はこの限りではない。

- ③ 保健所は届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、郡市医師会、市町教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

エ 石川県保健環境センター等

- ① 石川県保健環境センター等は、様式3の検査票及び検体等が送付された場合は、別に定める病原体業務管理要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、関係保健所、県健康推進課及び石川県感染症情報センター又は中央感染症情報センター等と情報共有する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 検査のうち、石川県保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県等又は国立健康危機管理研究機構に協力を依頼する。
- ③ 石川県保健環境センターは、県域を超えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立健康危機管理研究機構に送付するとともに、送付した旨を県健康推進課あるいは金沢市保健所に連絡する。

オ 石川県感染症情報センター

- ① 石川県感染症情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所等からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 石川県感染症情報センターは、石川県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を中央感染症情報センターから公開される全国情報と併せて週報（月単位の場合は月報）等として、保健所等の関係機関に提供・公開する。

カ 県健康推進課及び金沢市保健所

県健康推進課及び金沢市保健所は、石川県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、県健康推進課及び金沢市保健所は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

3 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、別に定める届出基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体と検案される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から患者定点を選定する。

- ① 対象感染症のうち、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関を小児科定点とする。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	$3 + (\text{人口} - 7.5 \text{万人}) / 5 \text{万人}$

- ② 第2の(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)については、前記①の小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関を内科定点とし、両者を合わせて急性呼吸器感染症定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とする。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、急性呼吸器感染症定点と異なり、第2の(90)及び(97)の入院患者に限定されることに留意する。

- ③ 第2の(94)及び(111)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関を眼科定点とする。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

保健所管内人口	定点数
～12.5万人	0
12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 15 \text{万人}$

- ④ 第2の(99)から(101)まで及び(113)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関を性感染症定点とする。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定する。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	0
7.5万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5 \text{万人}) / 13 \text{万人}$

- ⑤ 第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(95)、(96)、(105)及び(107)から(110)までに掲げるものについては、対象者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を基幹定点とする。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮し、原則として患者定点として選定された医療機関の中から病原体定点を選定する。

- ① アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)を対象感染症とする。
- ② アの②により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点として、第2の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106)及び(107)を対象感染症とする。なお、急性呼吸器感染症病原体定点の選定にあたっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないように選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。
- ③ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(94)及び(111)を対象感染症とする。
- ④ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(92)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(96)及び(108)を対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、前記(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(105)、(109)及び(110)に関する患者情報を除く。)の医療機関に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、同④及び⑤(第2の(105)、(109)及び(110)に関する患者情報のみ)の医療機関については、各月を調査単位とする。

イ 病原体情報のうち、(2)のイの②により選定された病原体定点に関するものについて、第2の(84)、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(95)、(97)、(106)及び(107)については、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とする。

その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

ウ 病原体情報のうち、(2)のイの②により選定された病原体定点に関するものについて、第2の(97)のゲノム解析に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

- ① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における別に定める届出基準により、患者発生状況の把握を行う。

② 前記（２）アにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を届出る。なお、前記（２）のアの②の医療機関について、(88)、(89)、(90)、(91)、(93)、(97)及び(106)については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、(90)及び(97)については、疾病毎の患者数を届出ることとする。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、管轄の保健所が定める方法により行って差し支えない。その際届出の様式は、様式２を用いる。

③ ②の届出に当たっては、法施行規則第７条に従い行う。

イ 病原体定点

① 病原体定点として選定された医療機関は、別に定める病原体検査指針により、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。

② 病原体定点で採取された検体等は、原則として保健所が様式３の検査票を添えて、速やかに石川県保健環境センターへ送付する。

③ （２）のイの①により選定された病原体定点においては、第２の(88)、(89)、(91)、(92)、(98)、(102)から(104)まで、(106)及び(112)の対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね４症例からそれぞれ少なくとも１種類の検体を送付する。

④ （２）のイの②により選定された病原体定点においては、原則、営業日のうち週はじめから数えて第２営業日に収集された、はじめの５検体を目標に採取し、調査単位ごとに、送付する。なお、第２の(97)のゲノム解析で用いる検体は石川県保健環境センターで選定するため、（２）のイの②の医療機関で区別し送付する必要は無い。

ウ 検体等を所持している医療機関等

保健所から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、様式３の検査票を添付して提供する。

エ 保健所

① 当該届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医療機関からの届出である場合には、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の３日までに、感染症サーベイランスシステムに入力し、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報については、別途県健康推進課及び石川県感染症情報センターへ報告する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、様式３の検査票を添付して依頼する。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて石川県保健環境センターと協議する。

- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、様式3の検査票を添付して石川県保健環境センターへ検査を依頼する。ただし、金沢市保健所にあつては、自施設で検査を実施する場合はこの限りではない。
- ③ 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町、指定届出機関、指定提出機関、その他の関係医療機関、郡市医師会、市町教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

オ 石川県保健環境センター等

- ① 石川県保健環境センター等は、様式3の検査票及び検体等が送付された場合は、別に定める病原体業務管理要領に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、関係保健所、県健康推進課及び石川県感染症情報センターに送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- ② 検査のうち、石川県保健環境センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて他の都道府県等又は国立健康危機管理研究機構に協力を依頼する。
- ③ 石川県保健環境センターは、県域を超えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、検体等を国立健康危機管理研究機構に送付するとともに、送付した旨を県健康推進課あるいは金沢市保健所に報告する。
- ④ 第2の(97)については、(4)のイの④で提出された検体を用いて、石川県保健環境センターにおいて調査単位ごとに、40件程度を目安に全ゲノム解析を実施する。結果については、速やかに国立健康危機管理研究機構のPathoGenS(Pathogen Genomic data collection System)及びGISAID(Global Initiative on Sharing All Influenza Data)にゲノム情報と検体採取日等のメタデータを登録する。

カ 石川県感染症情報センター

- ① 石川県感染症情報センターは、それぞれの管内の患者情報について、保健所等からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 石川県感染症情報センターは、県内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を中央感染症情報センターから公開される全国情報と併せて週報（月単位の場合は月報）等として保健所等の関係機関に提供・公開する。

キ 県健康推進課及び金沢市保健所

県健康推進課及び金沢市保健所は、石川県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、県健康推進課及び金沢市保健所は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点）

（1）対象とする疑似症の状態

疑似症について、別に定める届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

（2）定点の選定

疑似症の発生状況を把握するため、都道府県は、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から疑似症定点を選定する。

具体的な疑似症定点の届出機関は、以下の医療機関のうちから、アからウの順に優先順位をつけ、別に定める基準を踏まえて選定する。

ア 診療報酬に基づく特定集中治療室管理料（1～6）、小児特定集中治療室管理料又はハイユニット入院医療管理料（1～2）の届出をしている医療機関

イ 法に基づく感染症指定医療機関

- ・法に基づく第一種感染症指定医療機関
- ・法に基づく第二種感染症指定医療機関

ウ マスギャザリング（一定期間に限られた地域において同一目的で集合した多人数の集団）において、疑似症定点として先行することが疑似症発生状況の把握に有用な医療機関（例：大規模なスポーツ競技大会等において、観客や大会運営関係者等が受診する可能性のある医療機関）

なお、県健康推進課は、疑似症定点以外の医療機関においても別に定める届出基準に該当すると判断される患者については、疑似症定点や管内の保健所等に相談できるよう予め疑似症定点に指定されている医療機関名や相談先を示すなどを行い、疑似症の迅速かつ適切な把握を行う。各々の疑似症について、別に定める報告基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

（3）実施方法

ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める届出基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行う。
- ② （2）のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を様式2に記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として感染症サーベイランスシステムへの入力により実施する。
- ③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行う。

イ 保健所

- ① 保健所は、疑似症定点における感染症サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに感染症サーベイランスシステムに入力する。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、別途県健康推進課又は金沢市保健

所並びに石川県感染症情報センターへ報告する。

- ② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町、指定届出機関、指定提出機関、その他関係医療機関、郡市医師会、市町教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 石川県感染症情報センター

- ① 石川県感染症情報センターは、それぞれの管内の疑似症情報について、保健所等からの情報の入力済み報告があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 石川県感染症情報センターは、県内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を中央感染症情報センターから公開される全国情報と併せて週報等として保健所等の関係機関に提供・公開する。

エ 県健康推進課及び金沢市保健所

県健康推進課及び金沢市保健所は、石川県感染症情報センターが収集、分析した疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、県健康推進課及び金沢市保健所は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

5 その他

感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止対策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的に用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等の別に定める規定に従い行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 昭和62年1月1日 石川県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成12年5月1日から施行する。
- 5 この要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。
- 6 この要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。
- 7 この要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。
- 8 この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 9 この要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。
- 10 この要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

- 1 1 この要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。
- 1 2 この要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。
- 1 3 この要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。
- 1 4 この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 1 5 この要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。
- 1 6 この要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。
- 1 7 この要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。
- 1 8 この要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。
- 1 9 この要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。
- 2 0 この要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。
- 2 1 この要綱の一部改正は、平成28年2月15日から施行する。
- 2 2 この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 3 この要綱の一部改正は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 4 この要綱の一部改正は、平成30年3月1日から施行する。
- 2 5 この要綱の一部改正は、平成30年5月1日から施行する。
- 2 6 この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 7 この要綱の一部改正は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 8 この要綱の一部改正は、令和2年2月1日から施行する。
- 2 9 この要綱の一部改正は、令和2年5月29日から施行する。
- 3 0 この要綱の一部改正は、令和3年2月13日から施行する。
- 3 1 この要綱の一部改正は、令和4年10月31日から施行する。
- 3 2 この要綱の一部改正は、令和5年5月8日から施行する。
- 3 3 この要綱の一部改正は、令和5年5月26日から施行する。
- 3 4 この要綱の一部改正は、令和5年9月25日から施行する。
- 3 5 この要綱の一部改正は、令和7年4月7日から施行する。